

県教委ニュース

発行
新潟県教育委員会
平成20年5月13日
第 21 号

平成20年度新潟県教育委員会重点方針

～ 平成20年4月14日 全県教育長会議において ～

教育長あいさつより（抜粋）

平成19年度は、教育改革関連3法が成立したことにより、学習指導要領の改訂や教員免許更新制の導入など、学校現場において大きな改革がなされました。

また、教育委員会自らが、所管する事務の点検及び評価を実施し、結果を公表しなければならないことなど、地方教育行政の改革もなされたところであります。

私たち教育に携わる者は、経済・社会のグローバル化、少子高齢化など、めまぐるしく変化する世界と日本の状況に目を向けながら、必要と考える改革を進めてきているところではございますが、平成20年度は、これらの改革を実行に移していく年になるのではないかと考えております。

しかし、一方で、今まで本県が行ってきた教育は確実に結果を残しており、自信を持ってよいものと考えております。昨年4月に実施された全国学力・学習状況調査の分析結果でございますが、小・中学校の国語は全国平均を上回っており、算数・数学については全国平均と同一であることから、本県の児童生徒の学力は、おおむね全国水準を確保できているものと受け止めております。

これも、ひとえに皆様方の適切な指導のもと、学校及び教職員の皆様が一人一人の

子どもに合った指導や支援、つまり「個を伸ばす教育」の実践を重ねてきた結果であると認識しているところであります。

県教育委員会としましては、積極的に改善を図っていただかなければならない部分と、今まで受け継がれてきた不易の部分とをしっかりと見極めながら、引き続き、一人一人の子どもを大切に「個を伸ばす教育」に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

県教育委員会では、市町村教育委員会に対し、以下のとおり平成20年度の重点方針を示しました。

1 地域に信頼される学校づくりについて
本県では、平成14年度末より組織マネジメントの考え方に基づく学校評価の導入を図り、年々その充実が図られてきたところ

です。
各学校においては、これまでと同様に、県教育委員会が作成した「学校評価の手引き」第2集を基に、保護者や地域住民の意見も取り入れて学校運営の改善を図り、地域に開かれ信頼される学校の実現に向けて、揺るぎない取組を進めていただきたい

と考えております。その際、教職員一人一人のマネジメント能力や参画意識を高めた
り、学校の取組や教育活動の成果を具体的に
に分かりやすく公表したりすることなどに
配慮することが大切となってきます。

また、学校評価の結果を教育活動や学校
運営の改善に結び付けていくためには、学
校の自己評価結果を踏まえて、保護者や地
域住民などから構成される学校関係者評価
を実施し、評価の客観性や透明性を高めて
いくことが重要です。

こうして得られた評価結果を基に、学校
の実情に応じた適切な支援や条件整備に努
めていただくようお願いいたします。

2 確かな学力の向上について

本県においては、各市町村教育委員会と
各学校との共通理解のもとで、現行学習指
導要領の理念の具現化に取り組んだ結果、
全国標準学力調査（NRT）によると、本県
児童生徒の学力は、少しずつではありますが
年々向上し、全国水準を確保することが
できるようになってきております。

また、平成19年度に実施された全国学力・
学習状況調査においても、小・中学校とも
教科の平均正答率が全国と同一、もしくは
やや上回っていることから、当県児童生徒
の国語と算数・数学の学力は、全国水準を
確保できているものと受け止めておりま
す。

これらは、市町村や中学校区を一つの単
位として学力向上のための方策がとられ、
また、各学校において、「分かる授業」づ
くりに向けて様々な改善の取組がなされて
きていることの成果ととらえております。

一方、児童生徒質問紙調査では、国語や
算数・数学の勉強が好きと答えた児童生徒
の割合が小・中学校とも全国を下回る結果
となり、児童生徒にとって魅力ある授業づ

くりに一層の創意工夫が求められていま
す。

平成19年度、新潟県検証改善委員会では、
調査結果を詳細に分析し課題を明らかにす
るとともに、授業改善に向けた指導のポイ
ント及び指導事例をまとめました。報告書
を活用した各学校における「分かる授業」
づくりの取組に対して、一層の御指導をお
願いします。

また、4月22日には、2回目の全国学力・
学習状況調査が全国一斉に実施されること
となっておりますが、調査が円滑に実施で
きますよう、御指導と御協力をお願いしま
す。（全国学力・学習調査は予定どおり実
施いたしました。御協力ありがとうございました。）

3 豊かな心の育成と体験活動の充実、いじめ・不登校や非行防止について

現在、少子化や核家族化の進行、都市
化、情報化の進展など、子どもたちを取り
巻く社会状況が大きく変化している中で、
人間関係の希薄化、実体験の不足、物事
に対する価値観の多様化や個人主義が進み、
自己中心的な生き方になりがちな傾向にあ
り、児童生徒に倫理観や規範意識が育ちに
くなくなっています。

こうした児童生徒の心をめぐる問題に対
処していくためには、様々な観点から教育
活動や学校運営の改善を図っていくことが
重要であると考えておりますが、特に次の
点に留意した取組をお願いいたします。

(1) 豊かな心の育成

まず、児童生徒の倫理観や規範意識、生
命尊重の心をはぐくむために、豊かな体験
活動と関連させた道徳教育や、地域ぐるみ
の「心の教育」を推進することです。特に、
自然や生き物、人や社会とかがわかる体験活
動を道徳教育の視点からとらえ直し、体験

活動と「道徳の時間」とを関連付け、倫理観や規範意識、命の大切さを、児童生徒が実感をもって学ぶことができるよう、学校を指導していただきたいと思ひます。

また、倫理観や規範意識などは学校だけでなく、子どもを取り巻くすべての環境で醸成されることから、これまで以上に、学校、家庭、地域が一体となった心の教育の推進をお願いします。

(2) 体験活動の充実

現在、本県においても、多くの小・中学校が体験活動を取り入れた修学旅行、宿泊体験活動、行事等に取り組んでおりますが、こうした体験活動を一層充実させ、子どもの心に響くものにするのが重要です。

本県には他県に誇る自然や文化、歴史などがあり、これらを学びの機会や場として設定し、児童生徒に本県ならではの体験をさせたいものと考えております。

一例を挙げれば、佐渡では、豊かな自然や歴史に触れるなど、多様な活動ができますし、特色ある文化や芸能にかかわる体験活動を実施することもできます。また、スキーは、本県ならではの自然を生かした体力づくりができ、雪国のよさを実感できる体験活動です。郷土のよさを実感し、郷土を愛する心をはぐくむという観点からも、本県が誇る自然や文化、歴史に触れさせる体験活動を積極的に推進するよう、各学校への働きかけをお願いします。

(3) いじめ・不登校の未然防止と適切な対応

いじめ根絶は喫緊の課題です。また不登校児童生徒は義務教育段階で2,000人余りおり、平成19年度末の集計において、前年度より増加するのではないかと危惧しております。こうした状況も踏まえ、いじめ・不登校の未然防止のために、次の3点から取組が推進されるようお願いします。

「中1ギャップ解消プログラム」を柱に

したいじめ・不登校の未然防止

平成19年度は「中1ギャップ解消プログラム」に基づいて、中学校区で自校プランを作成し実践を重ねる取組を推進してきました。いじめ・不登校については、何よりも早期発見、早期対応が重要であることから、各学校がきめ細かな実態把握に努めるよう指導願ひます。また、小・中学校間で課題を明確にして取組を推進することが重要であることから「中1ギャップ解消プログラム」の自校プランを小中連携の視点で見直し、着実な実践が進められるよう指導願ひます。

加配教員配置による校内指導体制の充実

本年度の生徒指導に係る加配については、配置を希望する学校から予め「配置希望計画書」を提出していただき、配置効果が十分期待できそうな学校に加配教員を配置しました。配置人数については、中学校問題行動解消加配教員を19校に、中学校いじめ根絶加配教員を18校に、中学校不登校対応加配教員を49校に、小学校生徒指導加配教員を6校に、中学校区生徒指導連携加配教員を6校に配置し、児童生徒支援加配教員と合わせて合計114人となり、前年度に比べて6人増加して配置しました。配置効果が十分期待できると判断した学校への配置ですので、具体的な成果を上げることができるよう指導願ひます。

校内相談指導体制の充実

本年度は、中学校14校にハートフル相談員を、それ以外の全中学校にスクールカウンセラーを配置しました。また、小学校には、学校の要請に応じてカウンセラーを派遣する体制を整備しましたので、各学校に配置・派遣の趣旨を徹底していただくとともに、有効に活用するよう指導願ひます。

<p>なお、これまでスクールカウンセラーを複数年配置した学校では、不登校生徒や生徒指導上の諸問題が減少するなどの効果が表れていますので、活用状況と配置効果について確実に把握していただき、十分効果が表れていない学校については、指導を強化していただくようお願いいたします。</p>	<p>例もあり、当該教育委員会では、最悪のことも想定し、昼夜を問わず対応していただいたところです。</p> <p>このように携帯電話を介した事案が年々増加していますので、児童生徒、保護者等に携帯電話の利便性とその陰に潜む危険性について十分周知願います。特にネット上の誹謗中傷、裸体をメールで送るなどの性</p>
<p>(4) 非行、暴力行為等の解消に向けた取組学校は、児童生徒にとって存在感が実感でき、充実感の得られる「心の居場所」でなければなりませんし、また、教員や仲間との心の結びつきや信頼感の中で主体的に学び、社会性を身に付ける「絆づくりの場」であってほしいと願っております。そのためには、学校はどの児童生徒にとっても分かる授業を工夫するとともに、一人一人が認め合い、協力し合って主体的に学校生活を築いていくことができるような魅力ある学校づくりに努め、その取組を児童生徒の立場に立って評価し、見直しや改善を図ることが大切です。各学校が「チェックリスト」による点検を繰り返し実施し、常に取組の見直しと改善を図り、一人一人の児童生徒の心に寄り添う指導体制を確立するなど、管内の各学校に対し必要な指導・支援を継続して行っていただきますようお願いいたします。</p>	<p>にかかわるいじめなどについては、発見されたときにはすでに深刻な状況に陥っているという危機意識をもって、予防的な取組を一層強化するよう指導願います。</p> <p>4 いじめ根絶県民運動について 各市町村教育委員会におかれましては、昨年度、いじめ根絶にいがた県民会議の取組に、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。各学校でも、子どもたちが主体となった取組や家庭、地域と連携した取組を推進したことにより、いじめ根絶の気運が根付きはじめていることを実感しております。</p> <p>しかしながら、中には、不適切な初期対応から深刻な問題に発展した事例や、携帯電話を介したいじめなどが報告されていることから、予断を許さない状況です。各学校では、こうした問題は、どの子にも、どの学校でも起こりうるという危機意識を高めて取り組む必要があります。</p>
<p>(5) 携帯電話を介した問題行動の未然防止 このことについては、生徒指導上の問題として、特に取組の強化をお願いします。昨年度の事故報告によりますと、メールのやり取りやネット上への書き込みから深刻ないじめへと発展した事例や、「出会い系サイト」等にかかわる性被害、性の逸脱行動に発展した事例が見られました。また、メールで知り合った人を頼って家出する「遊び型家出」等が3倍近くに増加しました。中には自殺をほのめかす等の深刻な事</p>	<p>県教育委員会では、このような現状を踏まえ、今年度も引き続き最重点事業として、県民総ぐるみの「いじめ根絶県民運動」を展開することとしました。県民運動は昨年度と同様に、「学校の取組」「支援体制の整備」「いじめ根絶にいがた県民会議による取組」を3つの柱として展開したいと考えております。</p> <p>(1) 学校の取組 いじめ根絶に当たっては、まずもって学</p>

校の取組を強化する必要があることから、各学校が「いじめ防止学習プログラム」や「中1ギャップ解消プログラム」等の自校プランの改善、着実な実践に努めるよう指導願います。

県教育委員会では、昨今の裏サイトやインターネットトラブル等の問題に鑑み、教職員を対象とした「いじめ根絶セミナー」を開催して、教職員の指導力向上に努めてまいりますし、インターネットトラブルに対応した事例集の作成などを考えております。

(2) 支援体制の整備

県教育委員会では、24時間受付可能な「いじめ相談電話」を設置し、いじめに苦しんでいる児童生徒、保護者の相談にいつでも応じられる体制を整備しております。

また、本年度も引き続き義務教育課内に臨床心理士を含めた「総合支援チーム」を設置し、問題が多発する学校に重点的・計画的に指導・支援を行うとともに、緊急対応が必要となる学校には迅速な派遣を行い、児童生徒の心のケアに当たりたいと考えております。また、総合支援チームの派遣に当たりましては、学校と市町村教育委員会とで連携した取組が行われるよう、ご協力をお願いします。

なお、いじめや問題行動に適切に対応するためには、各市町村がサポートチーム等を設置・整備することが重要であると考えておりますので、未設置の町村におきましては早急な設置をお願いします。

(3) いじめ根絶にいがた県民会議による取組

学校の取組に加えて、「いじめ根絶にいがた県民会議」による取組を一層推進し、社会全体にいじめ根絶の意識をしっかりと根付かせたいと考えております。

本年度の県民会議の主な取組としましては、9月23日に「いじめ根絶県民の集い」

を新潟テルサで開催しますので、各市町村教育委員会からも多数参加いただきますようお願いいたします。

また、「いじめ根絶サポーター事業」に新たに取り組み、社会全体の意識啓発を一層推進していきたいと考えています。この事業では、趣旨に賛同いただける個人又は企業・団体等から、「いじめ根絶サポーター」となっただき、著名人が学校を訪問しメッセージを伝えたり、強調月間を中心に、ラジオ、テレビ、新聞等によるキャンペーンを実施したりします。

各市町村教育委員会におかれましても、様々な手法を活用し、管内の地域住民の皆様にいじめ根絶の周知・啓発に努めていただきますようお願いいたします。

なお、昨年度県内5会場で実施しました「いじめ根絶スクール集会」については、より児童生徒の実態や地域に根ざした取組にするため、本年度は各市町村単位等で実施していただくこととしております。趣旨を御理解いただき、学校、家庭、地域が一体となった「いじめ根絶スクール集会」を開催し、いじめを許さない社会づくりを推進していただきますようお願いいたします。

5 キャリア教育の推進について

近年、いわゆる「ニート」と呼ばれる若者の増加が社会問題化しています。また、進路意識や目的意識が希薄なまま進学する生徒が増加していることなど、生徒の勤労観・職業観の未熟さに起因する問題が指摘されています。

このような状況の中で、変化の激しい流動的な社会を力強く生きていくために必要な資質や能力を子どもたちに身に付けさせるには、小・中・高等学校の発達段階にに応じて、すべての学校で、職業とのかかわりにおいて自分の人生を考えさせる指導を行

う必要があります。

このため、県教育委員会では、教員のキャリア教育に対する理解を促進し指導力の向上を図ることをねらいとして、平成18年度より小・中・高等学校の教諭を対象に、4年間で400名という規模で研修を実施しています。

各市町村教育委員会におかれましても、職業に関する体験活動を充実させる施策を進めることや、地元経済団体やハローワーク、保護者・地域住民などで構成するいわゆる「キャリア教育推進委員会」の設置などをさらに推進していただき、各学校と地域、事業所などの連携が円滑に行われるようなキャリア教育の支援体制づくりに努めていただくようお願いします。

6 特別支援教育の充実について

(1) 発達障害児等への支援体制の整備・充実

平成19年度までの3年間、「特別支援教育体制推進事業」として、幼稚園から高等学校までを対象に教員研修を実施するとともに、特別支援学校のセンター的機能の充実を図ってまいりました。平成20年度は、この事業をさらに拡大し、「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」に取り組みます。全県を推進地域に指定し、特別支援教育の必要な幼児児童生徒について、幼稚園から高等学校までの一貫した支援体制を構築するため、医療、福祉、労働等の関係機関と連携し、総合的に事業を推進します。

また、特別支援学校は、センター的機能を十分に発揮し、地域の市町村教育委員会と連携して、特別支援教育コーディネーターはもとより、学生支援員や介助員等も対象に研修会を開催する予定です。

(2) 特別支援学校高等部の整備について

高等部を希望する生徒が増加傾向にある

ことから、昨年開催された「特別支援学校高等部在り方検討委員会」の提言を受けて、高等部の整備計画を新たに策定し、全県的視野から計画的に整備を推進することとしております。整備の具体的方策としては、高等学校等の余裕教室を活用し分校や分教室を設置すること、障害種別を超えた特別支援学校を整備すること、発達障害等に応じた教育環境を整備すること、地域とのかかわりを重視し、小・中・高等部の一貫した支援体制を整備することなどを考えております。

(3) 特別支援教育支援員に係る地方財政措置の拡大について

国では、平成19年度から特別支援教育支援員の計画的配置の目的で、小・中学校に在籍する発達障害児等の介助や支援を行う特別支援教育支援員の計画的配置が可能となるよう、21,000人相当、約250億円の地方財政措置を行っております。平成20年度は、全国の小・中学校すべてに配置できる数である30,000人相当、約360億円に拡大されました。各市町村教育委員会におかれましては、この介助員配置の地方財政措置を十分活用して、特別支援教育のさらなる充実を図っていただくようお願いします。

(4) 特別支援学級の設置について

各市町村教育委員会からの特別支援学級の設置要望が、年々増加傾向にあります。しかし、教職員の定数に関する状況が一段と厳しくなっていることから、要望については、その必要性や緊急度について十分に精査させていただいております。最近の傾向としては、発達障害児のために情緒障害特別支援学級を設置したいとの要望が多くなっていますが、発達障害児については、通常の学級での教育が基本となっていることを十分に御理解いただきたいと思っております。

(5) 通級指導教室の整備及び名称変更について

平成20年度は、これまでの「LD・ADHD及び情緒障害通級指導教室」を「発達障害通級指導教室」と名称変更して、6教室増設し、全県で86教室整備しました。各市町村教育委員会からの通級指導教室の設置要望を基に、全県的な視野で、空白地域が生じないように計画的に整備を推進する予定です。各市町村教育委員会におかれましては、通級指導教室が地域における発達障害児の支援等、特別支援教育の中核としての役割を果たすことができるよう、指導の強化をお願いします。

(6) 高等学校における多様な生徒への対応について

高等学校にも多様な生徒が入学している現状があり、個々の生徒の実態に応じて、関係相談機関とも連携しながら対応していきます。

また、LD、ADHD、高機能自閉症などの発達障害のある生徒の割合が6.3%に達しているという文部科学省の調査結果を踏まえ、全県の公立高校において校内委員会等の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、校内体制の整備を進めているところです。

7 児童生徒の体力向上・食育の指針について

平成19年度体力テストの結果は、すべての校種の多くの調査項目で前年度の県平均値を上回り、全国平均に近づきつつあります。

このことは、平成16年度から各学校に依頼をしている健康増進・体力向上に係る「1学校1取組」運動において、各学校が体力の重要性を認識し、児童生徒の実態を

踏まえた継続的な取組を実施した成果と受け止めております。

県教育委員会では、本年度も引き続き体力テストと「1学校1取組」運動を実施し、「トキめき体力づくり認定証」を交付します。また、教員の指導力向上のために「子どもの体力向上指導者養成研修伝達講習会」「公立学校体育主任会」を開催しますので、各市町村教育委員会におかれましては、管内の各学校の状況を十分把握し、体力向上の意義や必要性を御理解いただき、実態に応じた効果的な取組が展開されるよう、より一層の指導や助言をお願いします。

食育につきましては、小・中学校の新しい学習指導要領の総則において、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとされ、また、関係する教科等においてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることと示されました。各学校では、新しい学習指導要領や新潟県「学校における食育」の指針に基づき、家庭・地域の啓発や連携・協力を進めながら一層の食育推進に取り組まれますようお願いいたします。

なお、食育に係る指導体制の強化として、今年度は、栄養教諭を小・中・特別支援学校に、新潟市と併せて30名配置しました。今後も年次計画に基づき配置する予定です。配置された学校では、栄養教諭の役割を生かした食育に取り組むとともに、他校へもその取組や成果を積極的に紹介し、地域のモデル校として食育の推進役を担っていただくよう御指導をお願いします。

また、学校給食は、衛生管理の徹底による安全な給食の実施が大前提となります。残念ながら昨年度は、全国的に食品の安全・安心をめぐる事案が幾つか発生しました。学校給食用食品の選定に当たっては、今後も一層安全性の確保に細心の注意を払い、安全な給食の提供に万全を期すようお願い

します。

8 トキめき新潟国体に向けた取組について
来年本県で開催されるトキめき新潟国体に向けて、本年度は県選手団の中心となる選手や指導者を選抜し、年間を通しての強化活動の拡充や、学校枠を超えた国体チームでの活動による少年選手の重点強化など、総合的に競技水準を向上させたいと考えております。そのため、強化指定を受けた生徒・教職員の参加や大会準備に伴う教員の派遣等について、格段の配慮をお願いするとともに、本県選手団のスポーツ施設の利活用につきましても御協力をお願いします。

9 児童生徒の安全確保と防災教育について
児童生徒が、安心して学校の中で学ぶことができ、安全に登下校できる環境を整えることは、学校教育を行っていくうえで最も基本的かつ重要な要素の一つです。事件・事故、災害は、日常生活のあらゆる場面で起こる可能性があります。児童生徒が自他の生命を尊重することを基盤に「自らの安全を確保して行動できるようにすること」、「学校の内外において安全な環境を整えること」が重要となっています。

各市町村教育委員会におかれましては、「事件事故はいつ・どこで発生するか分からない」という危機感をもって継続的に取組を進めるよう学校を指導するとともに、取組状況の確実な把握をお願いします。

(1) 不審者侵入等について

各市町村教育委員会の御指導の下、各学校においては、危機管理マニュアルを作成するなどして、児童生徒の安全確保のための対策を講じているものと認識しております。各市町村教育委員会におかれましては、次の3点について留意の上、児童生徒の安全確保・安全管理について、一層の徹底を

図るようお願いします。

- ・危機管理マニュアルを各学校の実情に合わせて常に見直しを行うこと。
- ・マニュアルに対する教職員の理解の徹底を図り、危機管理に対する意識を常に高く保つこと。
- ・警察をはじめとする関係機関や各種団体、地域の方々と積極的に連携を図り、地域全体として児童生徒の安全を確保する取組を強化すること。

(2) 通学路の安全確保について

昨年度、県教育委員会に寄せられた不審者情報には、児童等が手を引っ張られて車に乗せられようとした非常に危険なケースも含まれております。

こうした中、児童生徒の安全確保のため、県及び関係機関において諸施策が強化されているほか、市町村や学校、地域、職域を単位とした多くの方々によるボランティアパトロールなどの取組が進められています。

各市町村教育委員会におかれましては、市町村の防犯・防災担当部局、所轄の警察署、道路管理者、ボランティア、その他の関係団体等へ協力を働きかけるなどして、密接に連携し、安全確保の取組が円滑に進められるよう学校のサポートをお願いします。

(3) 防災教育の推進について

二度の震災の被災県として、今後起こりうる災害に対処できるよう、次の2点に留意した防災教育の推進をお願いします。

- ・教科で取り扱う防災に関する内容を全職員で確認し、指導に役立てるなど効率的な指導を行うこと。
- ・地震を想定した避難訓練を実施すること。

(4) A E Dの整備推進について

学校における運動中の事故対応体制の強化や災害時に避難所となる学校施設の機能

強化などを目的に、県教育委員会では平成19年度から21年度の3か年計画で、県立学校へAED（自動体外式除細動器）の整備を進めております。

各市町村教育委員会におかれましても、管内の学校が、派遣されるカウンセラーや児童生徒の安全確保の観点から、学校施設へのAED整備に積極的に取り組まれますようお願いいたします。

10 中越沖地震・中越大震災における心のケアについて

中越沖地震・中越大震災発生からこの間、被災された市町村におかれましては全力を傾注し、復興に御尽力されておりますことに心から敬意を表します。県教育委員会では、昨年7月に発生した中越沖地震直後から、「緊急心の相談室」を開設するとともに、カウンセラーを学校に派遣し、児童生徒の心のケアに努めてまいりました。また、学校が再開した9月からは、中越大震災に加えて中越沖地震で被災した市町村を対象にカウンセラーを派遣するなど、平成19年度の1年間で小中学校合わせて延べ621校、3,245人の児童生徒の心のケアを実施しました。

中越沖地震発生直後は、音への過敏な反応、暗所への恐怖、幼児返りが見られるなどの報告がありましたが、現時点では、外傷後ストレス障害と診断された児童生徒の割合は受け付けておりません。また、各学校からは、子どもたちも落ち着きを取り戻し、平常の教育活動が実施されているとの報告を受けております。しかしながら、仮設住宅等での生活を余儀なくされている児童生徒もおり、ストレスや不安など二次的、三次的な被害が心配されることから、心のケアを継続的に実施したいと考えております。

今年度も引き続き、中越沖地震・中越大

震災で被災した学校の要請に応じて計画的にカウンセラーを派遣するとともに、教育復興加配教員を120人配置したところです。

各市町村教育委員会におかれましては、管内の学校が、派遣されるカウンセラーや加配教員を有効に活用し、家庭との連携を図り、児童生徒の心のケアを行えるように、適切な支援をお願いいたします。

11 高校改革について

高校改革については、これまで、社会の進展や時代の変化に応じた高校教育に対するニーズを踏まえつつ、生徒の多様化や少子化にも対応するため、新しい学校・学科の設置、高校再編整備、入試改善、学区制度の廃止など様々な高校改革を推進してまいりました。

(1) 高校再編整備について

平成14年12月に平成25年までの高校再編整備の内容を盛り込んだ中長期高校再編整備計画を公表するとともに、毎年、向こう3年間の年次計画を公表し、着実に進めてまいりました。

この結果、平成19年度の高校等進学率は99.0%と4年連続全国1位となり、平成20年3月の「高等学校生活等についての意識調査」では、「高校生活に満足している」と「やや満足している」と答えた全日制1年生の割合（いわゆる満足度）が68.6%（平成14年3月と比べて9.9ポイント上昇）、「入学した学校は入りたい学校であった」と答えた割合は63.2%（平成14年3月と比べて5.2ポイント上昇）でした。

また、平成19年春の大学等進学率も47.2%（平成14年春と比べて10.1ポイント上昇）となるなど、大きな成果をあげております。

(2) 通学区域の廃止について

昨年度、県立高校普通科の通学区域を廃止しました。このことにより、居住地域に

よる制限を受けることなく、生徒の希望や能力に応じて、より主体的な学校選択が可能となりました。今春の高校入試の志願状況を見る限り、志願者の動きに大きな変化はなかったと考えておりますが、今後、入学状況を検証していくこととしております。通学区域を廃止したねらいは、生徒の主体的な学校選択が、教員の意識改革、各学校の教育活動の活性化につながることで、そのことは、生徒の高校生活の充実、進路実現等を促し、今後の高校教育の充実発展につながるものと考えております。

今後、通学区域廃止の趣旨を生徒・保護者等に十分に説明するとともに、適切な募集学級計画を策定してまいります。

なお、今後の高校再編整備計画については、少なくとも2年間程度の入学状況や生徒の動向等を検証した上で、年次計画を策定していきたいと考えております。

各市町村教育委員会におかれましては、今後とも、高校改革の必要性や理念、整備の具体的な方向等について理解いただき、所管の小・中学校関係者や保護者、地域の皆様に周知していただきますようお願いいたします。

12 社会全体で子どもをはぐくむ運動の推進について

「社会全体で子どもをはぐくむ運動」では、これまで、子どもの成長や自立を支援するため、意識啓発や学習の実践により家庭や地域の教育力を高める施策を実施してきました。

今年度は、「放課後子ども教室推進事業」を対象箇所を拡充して実施し、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを行います。

また、新たに「学校支援地域本部推進事業」を実施し、地域全体で学校教育を支援し、教員が子どもと向き合う時間の拡充を

図るとともに、大人の力を活用しながら地域の教育力を高めることを目指します。

さらに、「地域における家庭教育支援基盤形成事業」により、家庭教育を支援します。

近年、少子高齢化や核家族化の進行などとともに地域の連帯感の希薄化等が指摘されており、家庭や地域の教育力の向上は極めて重要な課題であると考えています。各市町村教育委員会におかれましては、これまで以上に家庭教育への支援、青少年の健全育成について、国の委託事業等を活用するなど積極的に取り組まれますようお願いいたします。

13 文化活動の充実について

今年度より、小・中学生等の児童生徒に本物の芸術に触れる機会を提供し、豊かな情操の涵養を図ることを目的として、義務教育学齢期の児童・生徒の各種観覧料を免除することとしました。高校生の観覧料免除については、日常の教育課程に基づく教育活動の一環として美術館を利用する場合には、引き続き免除となりますので、学校への周知について宜しくお願いします。

また県民の美術鑑賞機会の充実を図るため、県立近代美術館で「マティスとルオー展」など5回の企画展を、県立万代島美術館で「ポーラ美術館展」など3回の企画展をそれぞれ開催します。

このほかにも、「ふれあい音楽教室巡回事業」や「県学校器楽合奏大会」などにより、児童生徒の芸術文化活動を支援します。

国、県指定文化財の保存と活用を図るため、文化財保護助成事業を実施するとともに、「文化財指導者講習会」や「埋蔵文化財講座」「古文書解読講座」などを開催し、文化財の公開と愛護思想の普及・啓発を推進します。

埋蔵文化財保護については、市町村合併に伴う公共事業の増加や圃場整備事業により、県内の発掘調査は依然として多い状況が続いています。近年、工事中に遺跡発見による開発事業の中断事例も生じており、事前の協議調整について、今後も関係機関・部局との連絡を密に行うとともに、状況に応じた専門職員の配置についても御配慮をお願いします。

また、県と佐渡市は共同で、佐渡金銀山の世界文化遺産登録を推進するための調査・研究を進めています。併せて、佐渡金銀山が県民にとって大きな誇りとなり、登録推進が地域の活性化につながるよう、展覧会や講演会などの普及啓発活動を活発に行っていく予定です。

14 学校施設の耐震化について

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場であるとともに、昨年7月16日に発生した中越沖地震においても見られるように、非常災害時においては地域住民の安全を確保する応急避難場所としても大きな役割を果たすことから、耐震化を進め、安全性を確保することは極めて重要であると考えております。このことから、震度6強の地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高いとされる構造耐震指標(Is値)0.3未満の学校施設を速やかに耐震化するとともに、避難所として指定されている学校施設、特に体育館については優先的に耐震化に取り組まれますようお願いいたします。

15 「第2次新潟県生涯学習推進プラン」の策定について

前プランの策定から十数年が経過し、社会環境が大きく変化する中で、教育基本法が改正され、「生涯学習の理念」をはじめとして、今日特に重要とされる「家庭教育」

や「幼児期の教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」などが新たに規定されるなど、生涯学習をめぐる情勢も新たな展開を迎えたことから、このたび改定プランを策定しました。

新しいプランは、県民一人一人の主体的な学びと実践に支えられた「持続可能な未来」の実現を目標に掲げ、県民の自己実現を図る学習活動への支援と、学習成果を地域社会に生かす循環型の生涯学習社会を目指しており、行政主導の網羅的・総合的な生涯学習啓発のための施策から、県民との協働による、社会の要請に対応した施策へ重点化したものとなっています。

各市町村教育委員会におかれましては、地域の実態に即した生涯学習推進体制を整備されますとともに、住民の学習成果を生かした社会参画を促し、特色ある地域づくりを推進されますようお願いいたします。

16 教職員のメンタルヘルスの保持について

学校の教職員は、児童生徒の人格の成長に直接かかわる極めて専門的な職種であり、児童生徒、保護者、同僚や管理職、地域住民等との重層的な対人関係に加え、様々な教育課題への対応、社会的な期待の大きさ等から心理的・社会的なストレスの多い職業のひとつとされています。

文部科学省の調査では、平成18年度における全国の精神性疾患による休職者数は4,675人(うち本県104人)と増加しており、メンタルヘルスに不調を来た教職員が本県を含め全国的に増加を続けています。

このような状況を踏まえ、県教育委員会では県立学校教職員を対象に平成16年度から「メンタルヘルスサポート事業」を立ち上げ、教職員研修の実施、専門家による相談体制や職場復帰時の支援体制の整備等に取り組んでおり、例年実施している管理職

対象の研修会には、市町村立学校の管理職にも多く参加いただいております。また、市町村立学校の新任管理職に対して、今年度から新任校長研修・新任教頭研修に、メンタルヘルスの基礎知識等の講座を新たに設けました。

教職員のメンタルヘルスの保持は、各教育委員会の重要な責務であるという認識の下、各市町村教育委員会におかれましては、平成18年3月に厚生労働省から示された「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、教職員が自発的に相談や情報交換をしやすい職場環境づくり、メンタルヘルスに関する研修・情報提供の実施等の予防的対策を進めていただきますようお願いいたします。また、各学校の管理職が、日ごろから教職員の心身の状況把握に努め、心の不健康状態に陥った教職員を発見した場合には早期に相談に応ずるとともに、治療、必要に応じた職務への配慮及び職場復帰への支援等、各学校で適切な対応が速やかになされるよう、一層の指導をお願いします。

県教育委員会では、公立学校共済組合とも連携しながら、各市町村教育委員会へ必要な情報提供等を行ってまいりますので、メンタルヘルス対策への取組に配慮をお願いします。

17 教員の資質能力の向上について

学校教育の成否は、まさに教員の指導力にかかっていると言っても過言ではなく、教員は、その職務遂行のため絶えず研修に励み、その資質能力の向上に努めることが求められています。

指導が不適切な教員に対する人事管理については、平成15年度に規則と要綱を制定し運用を開始しているところですが、これまでにこの制度の認定を受けた教員は5名

となっています。そのうち、2名は県立教育センターで指導力向上研修を受講した結果、指導力が回復して現場復帰し、2名は現在、研修を受講しているところです。

なお、教育公務員特例法の改正により、今年度から、指導が不適切な教員に対して指導改善研修を行うことが義務づけられました。この制度を実施するための県教育委員会の規則は既に制定したところですが、今後、具体的な申請手続や研修の実施方法を定める必要があり、これらが整い次第運用を開始したいと考えております。指導が不適切な教員に対する人事管理の重要性は以前にも増して高まっており、各市町村教育委員会におかれましては、教育事務所の管理主事や各学校の校長と密接な連携を図りながら、適切な人事管理を行うようお願いいたします。

また、教員評価制度は、教員の資質能力の向上と学校の活性化などを目的として実施するものです。昨年度はすべての学校、市町村教育委員会において試行を行い、今年度は実施という段階に進んでおります。この制度が教員をはじめとする教育関係者に十分理解され、制度の目的である教職員の資質能力の向上、学校の活性化が図られるよう、御理解と御協力をお願いします。

このほか、教員の資質能力の保持に関する新たな制度として、教育職員免許法の改正により、平成21年度から教員免許更新制が導入されることとなっています。免許管理者である県教育委員会としましては、今年度、私立学校を含めた学校関係者や市町村教育委員会に向けた具体的な制度の周知など、更新制の円滑な導入のための準備業務を行うこととしています。一方、教員にとっては、定められた時期に大学等で30時間以上の講習を受講しなければならないこととなりますが、各市町村教育委員会に

おかれましては、この制度への理解を深めていただくとともに、制度の円滑な導入に御協力をお願いします。

18 教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保と、多忙化解消に向けた取組について
教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保については、これまでも機会あるごとに申し上げてまいりました。悪質な非違行為が連続したため、平成18年度には非違行為撲滅キャンペーンを行ったり、緊急代表校長会議を開催するなどして、非違行為撲滅の徹底した取組をお願いしたところです。
平成19年度の新潟市を除く市町村立学校教職員に対する懲戒処分件数は16件となっており、18年度と比較して9件減少し、こうした取組が成果を上げているものと考えております。しかしながら、19年度当初には、窃盗による免職が2件、DVDの無許可複製という著作権法違反による免職が1件の処分事例が発生するなど、依然として綱紀面で深刻な状況にあると言わざるを得ません。また、児童生徒の個人情報紛失や速度超過、交通加害事故なども続発しています。

教育の直接の担い手である教職員の非違行為は、学校教育に対する信頼を大きく損なうものであり、いったん失った信頼を回復することは容易なことではありません。各市町村教育委員会におかれましては、服務監督者として、教職員一人一人に教育に

携わる者としての自覚を強く促し、非違行為の根絶に向けて自らを厳しく律するよう指導の徹底を強くお願いします。

また多忙化解消に向けた取組について、これまでも通知などにより、勤務時間の適正管理や業務の精選・見直しなどをお願いしてまいりましたが、昨年度は庁内のプロジェクトチームでまとめた多忙化解消対策案をお送りするなどして、多忙化解消に向けた取組の一層の推進をお願いしたところです。県教育委員会としましても、調査・照会の一層の削減や会議の効率化など、引き続き教職員の多忙化解消に向けた取組を進めていくこととしています。

各市町村教育委員会におかれましても、教職員が子どもたちと向き合う時間をできるだけ多く確保できるようにするとともに、教職員の心身の健康保持という観点からも、教職員の多忙化解消に向けた取組を一層推進されるようお願いいたします。

編集：新潟県教育庁総務課企画統計係

TEL : 025 - 280 - 5587

FAX : 025 - 285 - 3766

E-mail : ngt500010@pref.niigata.lg.jp

<無断転載を禁ず>

